

家族に迷惑をかけないために 今すぐやること 出来ること

～考えておきたい保険・医療と家計簿～

平成28年5月7日(土) 13:30～15:10

場所：高松生涯学習センター まなびCAN

内容

○講師：日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 香川支部 境輝美

○プロフィール

- ・コープ香川でライフプランアドバイザー
- ・香川県家庭教育推進専門員
- ・地元小学校で読み聞かせ活動中 今はボランティアの数が少なく、全クラスに入りきれなく、他の地区から協力いただいている状況。

○なぜこのタイトルにしたか

- ・みなさんは、何にひかれて参加されましたか？
「家族に迷惑をかけないために」「保険・医療と家計簿」と、タイトルに興味を持って参加いただいた方が多い。
- ・自分の両親の世話から、「(様々な手続きを)これはどうやったらいいの?」と困った経験から。
- ・子供たちにどんなことが、迷惑が、かかるんだろうか。
- ・ファイナンシャル・プランナーの仕事をしており、どんなことに気がつけたらいいか話したい。

○書いてみましょう、隣の方にしゃべってみましょう

- ・私は、人に喋るので、「何で迷惑をかけたくないか」を考えた。
- ・考えていることを「書く」「しゃべる」

◇書いてみて下さい。

- 1) そう考えるようになったのはいつ頃から？
- 2) どんなことで感じる？
- 3) どんなときに感じる？

- ・大変だと感じたことがあるから
- ・思ってもいなかったことを経験したから
- ・不安に感じていることがあるから
- ・みんなが言っているから

↓

- ・思い返していただく為に、書いてもらい、しゃべってもらいました。

○将来の生活で不安に感じること

- ・健康や病気 67. 6%
- ・介護が必要な状態になる 59. 9%
- ・生活のための収入 33. 7%
- ・子供や孫の将来 28. 5%
- ・頼れる人が亡くなり一人暮らしになる 23. 1%

まなびCAN・生涯学習推進事業

家族に迷惑かけないために
今すぐやること 出来ること
～考えておきたい保険・医療と家計簿～

日時 平成28年5月7日(土)
13:30～15:30
場所 生涯学習センター 大研修室
定員 70人 申込先着
受講料無料
持参物
筆記用具

講師/境 輝美さん
NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会香川支部所属CFP

【内容】
今できるの何とやるべきか、
気になる施設や施設について、家計のことにも是非お母さんが一緒に考えてお話ししよう。

【申込方法】高松市生涯学習センター(片原町11-1 電話011-6222)に
事前にお電話又は直接ご来館にてお申込みください。
※月曜日は休館日

主催 高松市教育委員会 共催 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

○結論

- ・現状把握
- ・ **今を知る!**
- ・いくら収入があり、なんぼ払っているか
銀行にいくらあるか、不動産は何があるか
相続人は誰がいるか

○年間のお金の流れ

- ・年間のお金の流れを把握すること。
- ・ **収入**：給与、年金、貯金利息、その他収入
- ・ **支出**：基本生活費（食費、光熱水費、被服、通信費など）、住居費（家賃、ローン、固定資産税など）、社会保険料（国民健康保険、介護保険など）、保険料（生命保険、損害保険など）、その他（レジャー、交際費、冠婚葬祭など）

○自分の資産の今

- ・ **資産**：現金、預貯金、国債、投資信託、株式、自宅（土地、建物）、その他の土地・建物、自動車など
- ・ **負債**：住宅ローン、マイカーローン、その他負債

○病気・入院したら

- ・健康保険で自己負担は一定額に押さえられている

◇高額療養費制度

- ・1ヶ月の同じ医療機関で支払った医療費の自己負担には上限がある（食費1食360円と差額ベッド代は含まない）
- ・70歳未満の自己負担上限額
窓口負担30万円、25日入院の場合 → 総医療費は百万円
 $8万1000 + (百万 - 26万7千円) \times 1\% = 87,430円$
- ・限度額適用申請書を事前に提出していれば、窓口では30万円（3割負担分）ではなく、87,430円の支払いですむ。
- ・4回目以降の限度額（直近12ヶ月）は4万4,400円

○制度の対象にならない費用

- ・健康類保険が使えない治療費
- ・入院時の差額ベッド代
- ・食事代の自己負担部分（食費360円）
- ・看病に通う家族の交通費

↓

- ・貯蓄で備える
- ・民間の医療保険などに加入する

- ・たとえば 入院費5千円、1食360円 1日あたり6,080円
高額医療費 $87,430円 \div 25日 = 3,497円$
この差額2,583円をおぎなえる日額医療費に入る計算方法もある

○医療保険・生命保険のチェック I

- ・保険料の引き落としが滞っていると、保険が切れてしまうことがある。
- ・高齢になって、契約があることを忘れてしまっていては受け取れない。
- ・高額な生命保障は必要でしょうか → **子供の有無、必要なお金、貯金の額に応じて、補償額を見直す**
- ・医療保障は今後も必要かもしれません。保険料の支払いについてはどうでしょう。

○医療保険・生命保険のチェック II

- ・自分で保険会社に請求しないと支払われません。
- ・自分で請求できないときに、「代理請求」する人を指定することが出来るのをご存じですか。
- ・保険金受取人は誰になっていますか。
- ・どんなときに受け取れるのか、もう一度確認しておきましょう。

↓

支払われるとき、支払われる条件、請求者、受取人を確認して！

○医療費の備え 今から出来ること

- ・病気を持つと、民間の医療保険の加入は難しくなる。
- ・**健康が維持できているうちに貯蓄も含めて備えておきましょう。**
- ・保険対象にならない費用等に備えて貯蓄が効果的。 → **保険は支払条件にのみしか対応できないが、現金はいろいろな事象に対応できる。**
- ・条件付き、多少割高な掛け金で加入できる民間尾医療保険などでは、給付してくれない期間とか給付の内容をよく確認しておきましょう。
- ・**いたずらに不安にならないで！** → 高額医療制度、貯蓄など、いろいろな対処法がある

○健康寿命とは

- ・平均寿命と健康寿命の差
男性：80歳 - 70歳 = 10年
女性：86歳 - 73歳 = 13年

○公的介護保険制度

◇65歳以上の人

- ・第1号被保険者
- ・保険料：所得段階に応じて設定
- ・サービス利用できる人：要介護1～5、要支援1～2の認定を受けた人

◇40歳～64歳の人

- ・第2号被保険者
- ・保険料：加入している医療保険に基づく
- ・サービス利用できる人：老化が原因とされる病気により介護等が必要な人

- ・財源：税金50%、保険料50%
- ・要介護の認定の申請は市町村へ

○介護が必要になったら

- 1) 市町村窓口申請する
- 2) 市町の担当者が訪問、主治医の意見書
- 3) 介護認定審査会の判定、審査（申請から認定まで約1ヶ月ほどかかる）
- 4) 要支援度、要介護度によって計画を作成
 - 要支援：介護予防サービス計画
 - 要介護：介護サービス計画
- 5) それぞれのサービス開始（まず6ヶ月後に認定調査更新、その後は1年ごとの更新。健康状態の変化など、必要があれば随時変更可能）

○介護サービスにかかった費用の1割が自己負担

- ・ 介護が必要な状況では、住宅の改修も必要となる → 住宅改修費：20万円、福祉用具購入費10万円/年

○高額介護（予防）サービス費

- ・ 自己負担限度額を超えた分が後日払い戻される。
- ・ 自己負担限度額（月額）：現役並みの所得者がいる世帯 44,400円

○医療と介護を合わせた自己負担にも上限がある

- ・ 医療費と介護費の両方で高額になってしまう場合、1年間（8月～翌7月まで）の自己負担上限額を超える分は払い戻される。
- ・ 70歳以上：現役並み所得者 67万円

○判断能力の衰えにそなえて

- ・ 成年後見制度
- ・ 申し立てから法定後見の開始まで3～4ヶ月程度が一般的
- ・ 費用：申し立てに関する費用、後見人への報酬、事務費など

○相続開始後、相続人は忙しい

- ◇3ヶ月以内・・・「相続放棄」「限定承認」手続き
期限内に負債を含めた財産の全容を把握し、どうするか判断
- ◇4ヶ月以内・・・「所得税」の申告・納付
被相続人が亡くなるまでのその年の所得を税務署に申告
- ◇10ヶ月以内・・・「相続税」の申告・納付
相続人の確認、遺産分割協議書、相続人全部の実印、各手続きの書類等々
- ・ **相続税基礎控除額**
3,000万円＋（600万円×法的相続人数） **4人なら5,400万円**
- ・ **配偶者は1億6千万円までは相続税がかからない** → **しかし、その配偶者が亡くなり、子供らが相続する際の2次相続で多額の相続税がかかる**
母 1/4 1/2 1/1（配偶者のみが相続） →
子 1/4 1/4 2次相続 1/2
子 1/2 1/4 1/2
小 ← 相続税総額 → 大

○財産の多少に関わらず

- ・法定相続人と法定相続割合 ← 全相続人が了解すれば、これにとられる必要はない

◇自筆証書遺言

- ・メリット：立会人もお金も不要。ひとりですべてどこでも作れる。
- ・デメリット：本人が全文手書き。ワープロ、パソコン無効。誰も知らなければ発見されない可能性も！

◇公正証書遺言

- ・メリット：原文が公設役場に保管されるので、紛失盗難の心配不要。
- ・デメリット：公証役場に出向き、内容を口頭で公証人（2人立会い）に伝え筆記してもらう。数万円程度（遺産の額により変わる）

- ・ **びっくりするほど財産がある人はもめない。対して財産がない人ほど、もめる。**

○想いの整理

- ・ ペットの預け先
- ・ **エンディングノートのすすめ**：人生の最終章を迎えるにあたり、自分の思いや希望など、家族に伝えておきたいことをまとめておくノートです。
- ・ 5冊セットで安く売っているノートでもいいので、財産や自分の思いなどを記録しておく。
 - ・ 遺される方々へのメッセージ
 - ・ 想いを整理
 - ・ 財産を整理
 - ・ 法的効力はありません

↓

「エンディングノートの作成」を、遺される家族とのコミュニケーションに使ってください。
コミュニケーションがとりづらい時代になったので、「エンディングノート」がもてはやされているのでは・・・

○今やっておくこと 振り返り

- ・ 現状を把握。整理。 → 収入と支出、財産、ローン、保険などを書き出す
- ・ 保険会社の連絡先を明確にしておく
- ・ 介護で困ったら訊ねるところを知っておく → 介護認定の取り方、相談先など、つぶれてしまわないよう、周りを頼ること、頼れるところを知っておくこと
- ・ 健康寿命を延ばすように心がける
- ・ 相続対策・納税対策を考えておく → 家族のこと、節税対策を考えて
- ・ 必要なら遺言書を作っておく → 財産の多少ではなく、もめないために
- ・ 家族に訴える、話をする → 自分の想いと家族の想いを聞く、話す

○心身ともに余裕のあるうちに

- ・ 法的な手続きやルールなど、煩雑で手間と時間がかかることがほとんど。
- ・ 気力体力が十分にある今こそ、自分の想いと向き合い整理する良い機会です。
- ・ 迷惑をかけないためにと言うよりも、これまでの人生を振り返り、自分らしい人生を総括するために、今出来ることを取り組んでいただけたらと思います。

○決意表明

- ・頭の中にあるものを整理し、書き出し、声にし、決意表明

○終わりに

- ・みなさまのこれからは、悔いのない人生でありますよう、心よりお祈りいたします。

—以上—